

安全装置等導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会

改正 平成30年3月23日

(目的)

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等の導入に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる安全装置等(以下「装置」という。)は、次に掲げる装置で、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が認めたものとする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- 1 後方視野確認支援装置
- 2 側方視野確認支援装置
- 3 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- 4 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

(助成対象)

第3条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、新品装置を現金もしくは割賦販売での購入(以下「購入」という。)またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者(以下「会員事業者」という。)の、その際の導入費用(含む取付費、除く消費税)に対し助成を行う。

なお、前条第1号及び第2号のいずれにも該当する一体型である装置を導入した場合、全ト協会計から4万円を交付する。

(装着対象車両)

第4条 装置を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第5条 1機当たりの助成金の交付額は、次のとおりとする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

また、国等の補助金および助成金の合計が装置の導入費用を超えない範囲とする。

- 1 後方視野確認支援装置の交付額は、導入費用の2分の1で限度額は60,000円とする。
助成金の内訳は、交付金会計で40,000円を限度に交付し、全ト協助成金は全ト協会計で20,000円を限度として交付する。
ただし、各会計の予算枠を超過した場合は、超過した会計の助成金は支払わないものとする。
- 2 後方視野確認支援装置で、ドライブレコーダー機器に相当する機能を有する一体型の場合は、安全装置等導入促進助成金とドライブレコーダー等安全機器導入促進助成金との両方の助成金を交付する。
ただし、一体型の判断は、全ト協の装置一覧のとおりとする。
この場合の本要綱による1機当たりの助成金の交付額は、導入費用の4分の1とし、限度額は前第1項のとおりとする。
- 3 側方視野確認支援装置の交付額は1機あたり、全ト協会計の全ト協助成金のみで20,000円を交付する。
ただし、全ト協会計の予算枠を超過した場合は、支払わないものとする。

- 4 呼気吹込み式アルコールインターロック装置およびIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の助成金の交付額は、全ト協会計の全ト協助成金のみで20,000円を交付する。
- 5 全ト協助成金は、国の補助金（安全装置等補助金のみ）が交付された装置には、交付しない。

（助成の上限台数）

第6条 1 会員事業者に対する助成台数は、その都度定める。

（交付申請）

第7条 会員事業者は、様式1の「安全装置等導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

（交付決定）

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式2

「安全装置等導入促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

- 2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告・助成金請求）

第9条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式3の「安全装置等導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式4の「安全装置等装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

（助成金の交付）

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、必要に応じて全ト協へ助成金交付請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、購入およびリースによる導入とも会員事業者へ助成金を交付する。

（助成金の返還）

第11条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（装置の処分制限）

第12条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

また、全ト協の助成金については、全ト協が定めた安全装置等導入促進助成金交付要綱および要領も適用する。

附則

本要綱は平成18年8月1日より施行する。

平成19年5月11日 一部改正（平成19年5月11日施行）

第2条1項、第3条、第5条、第10条

平成20年7月10日 一部改正（平成20年7月10日施行）

第5条

平成22年7月7日 一部改正（平成22年7月7日施行）

第2条第1項・第2項・第3項、第5条第2項、第11条

平成23年5月13日 一部改正（平成23年4月1日施行）

第2条第4項・第5条第1項・第11条第1項第4号

平成24年6月29日 一部改正（平成24年6月29日施行）

第2条、第3条、第5条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条

平成25年5月13日 一部改正（平成25年5月13日施行）

第1条、第2条・第1項・第2項・第3項、第3条、第5条第1項・第2項・第1号・第2号・第3項

平成26年3月18日 一部改正（平成26年4月1日施行）

第2条、第2条第3項、第5条第2項

平成29年5月24日 一部改正（平成29年4月1日施行）

第2条、第3条、第5条第3項・第4項・第5項、第11条、第12条、第13条

平成30年3月23日 一部改正（平成30年4月1日施行）

第3条、第5条第1項・第3項・第4項